

発表事項

- 1 支払基金定款等の一部変更
- 2 令和4事業年度社会保険診療報酬支払基金事業計画
- 3 令和4事業年度審査支払会計収入支出予算
- 4 令和4事業年度保健医療情報会計収入支出予算
- 5 高崎オフィスモデル事業における在宅審査・在宅審査事務の試行的実施結果**
- 6 第26次審査情報提供（医科）及び第21次審査情報提供（歯科）
- 7 令和3年12月審査分の審査状況
- 8 令和4年1月審査分の特別審査委員会審査状況

在宅審査・在宅審査事務の試行的実施項目

高崎オフィスモデル事業において、令和3年10月から、次のとおり在宅審査・在宅審査事務を実施した。

	審査委員	職員																
実施対象者	・ 在宅審査を希望した 2 7 名（ 9 0 名中）	・ 係長以下 2 5 名（ 2 6 名中新人 1 名除く）																
セキュリティ 通信環境構築	・ 電子レセプトの個人情報（患者氏名等）へのマスキング化 ・ 在宅用ノートPCの携帯電話網（閉域網IP-VPN接続環境）による通信接続やシンククライアント化 ・ セキュリティポリシーの改正（端末の利用に係る誓約書の提出や執務環境の規定などの整備）																	
業務実施範囲 実施日数	・ 電子レセプト原審査・再審査 ・ 審査運営委員会等への出席（W E Bによる出席） <table><tr><td>原審査</td><td>審査委員会期間 7 日間の中で実施</td></tr><tr><td>再審査</td><td>再審査部会期間 4 日間の中で実施</td></tr></table>	原審査	審査委員会期間 7 日間の中で実施	再審査	再審査部会期間 4 日間の中で実施	・ 電子レセプト原審査・再審査事務（最大 9 日間で実施） <table><tr><td></td><td>R3.10～12月</td><td>R4.1月～</td></tr><tr><td>原審査事務</td><td>5 日間</td><td>6 日間</td></tr><tr><td>再審査事務</td><td>2 日間</td><td>3 日間</td></tr><tr><td>実施日数計</td><td>7 日間</td><td>9 日間</td></tr></table> 在宅勤務日の基本的な考え方は、スライド2を参照 ・ 上記業務に加え、審査実績の分析、他職員の再審査処理 確認業務を全日在宅勤務者で実施		R3.10～12月	R4.1月～	原審査事務	5 日間	6 日間	再審査事務	2 日間	3 日間	実施日数計	7 日間	9 日間
原審査	審査委員会期間 7 日間の中で実施																	
再審査	再審査部会期間 4 日間の中で実施																	
	R3.10～12月	R4.1月～																
原審査事務	5 日間	6 日間																
再審査事務	2 日間	3 日間																
実施日数計	7 日間	9 日間																
実施方法	・ 3 グループに分けて 2 か月ごとにグループ単位の ローテーションで実施 ・ 高崎オフィスでのサテライトオフィス審査の実施 (居宅又は勤務先が高崎市近辺にあり、希望した 12名の審査委員で実施)	・ 1 か月ごとに係内の半数をローテーションで実施 ・ 1 0 月と 1 1 月に 2 名で全日在宅勤務を実施																
照会連携方法	・ 審査委員・職員間はレセ電の照会依頼機能により連携を実施（令和3年9月の審査支払システムの刷新により機能実装。詳細はスライド11を参照。） ・ コミュニケーションツールとして、職員は MicrosoftのTeams（通話・チャット機能）を利用 ・ 審査委員は照会依頼機能でレセプトを参照しながら個人携帯端末を利用																	
結果把握方法	・ 調査シート（審査委員、職員別）、ヒアリングを実施																	

- <実施期間設定例：令和4年1月の在宅審査事務>

【参考：事務所勤務日の業務】

- 2

実施結果:審査委員の在宅審査

確認視点

- ・在宅と事務所では審査環境が異なるため審査の質の維持が可能か確認
 - －審査参考図書が自宅に不足する状況下での審査への影響
 - －審査委員同士のコミュニケーション方法の変化による審査への影響（実施結果はスライド6参照）
- ・遠隔での会議出席に支障がないか確認
- ・審査従事時間についても確認

実施結果

○審査委員による在宅審査については、紙レセプト審査のために事務所来所が必要となるものの、電子レセプト審査には支障がないことを確認した。

○審査実績については、過去実績と比べて同程度以上の実績を維持した。（詳細はスライド5参照）

○審査参考図書については、インターネットや自身の参考資料で調べることが可能であったため審査への影響はなかったことを確認したが、一部、医学専門書等が不足しているとの意見もあった。

○居宅からの審査運営委員会等へのWEBによる出席は支障がないことを確認した。

○在宅審査により、来所に要する時間を考慮する必要がなくなったため、審査時間がこれまでよりも多く確保することが可能となったことから、下表のとおり、在宅での審査従事時間は事務所での審査に比べ審査時間が増加した。

<原審査従事時間>

R3.7～R3.9月審査分	R3.10月審査分	R3.11月審査分	R3.12月審査分
平均5.8時間	平均7.9時間	平均9.4時間	平均7.5時間

参考：R2.12月審査分 平均5.5時間

<再審査従事時間>

R3.7～R3.9月審査分	R3.10月審査分	R3.11月審査分	R3.12月審査分
平均2.0時間	平均3.0時間	平均3.2時間	平均1.5時間

参考：R2.12月審査分 平均1.7時間

- ・在宅審査を行った審査委員からの意見等は次のとおり。
 - ・「通勤時間がなくなり、審査時間が多くとれるようになったが、レセプト電算処理システムの使用可能時間（7時から22時まで）以外も審査が行えると便利」
 - ・「ノートPCの文字が小さいため審査が行いにくい」（自宅のディスプレイに接続することで解消が可能）
 - ・「新任の審査委員はレセプト電算処理システムの操作など、審査委員会で十分に実施した後でないと、自宅で審査を行うことは厳しいと思う」
 - ・「WEBで会議に参加することは便利だが、音声聞き取りにくいことがあった」
（審査委員会側のマイク設定を見直すことにより改善）
- などの意見があった。

実施結果：職員の在宅審査事務

確認 視点

- ・在宅と事務所では審査事務環境が異なるため、審査事務の質の維持が可能か確認
 - －審査事務の質を低下させない在宅審査事務の範囲（実施日数等）の見極め
 - －在宅であっても一人で審査事務を完結できるか（特に審査事務経験の浅い職員）
 - －照会依頼機能を活用した遠隔での審査委員への照会連携が事務所と同程度実施可能か（実施結果はスライド6参照）

○在宅実施期間における職員個々で判断に迷う事例については事務所勤務時に確認する日を設けたことにより、一定程度の審査事務の質は確保されたことを確認した。

- ・試行的実施では審査委員会、再審査部会開催前後にはあらかじめ事務所勤務とすることで実施。
（審査委員会開催前に3日間また開催後に1日間、さらに再審査部会開催前に1日間また開催後に1日間を事務所確認日と設定）
- ・照会依頼機能による審査委員や職員との連携体制が確保されているものの、やはり職員個々の判断に不安が残るレセプト処理は事務所で確認を行うことで万全を期すなど在宅と事務所勤務の組み合わせで実施することで、基本的には審査事務の質を確保できたものとする。

○また、電子レセプト審査事務において事務所で確認できる日と紙レセプト処理等期間を十分に考慮した日程で実施した結果、特に問題がないことを確認した。

⇒令和4年1月から在宅審査事務の日数を7日間から9日間に拡大実施（審査委員会及び再審査部会前後にそれぞれ1日追加）し、審査の質の維持が可能か確認する。

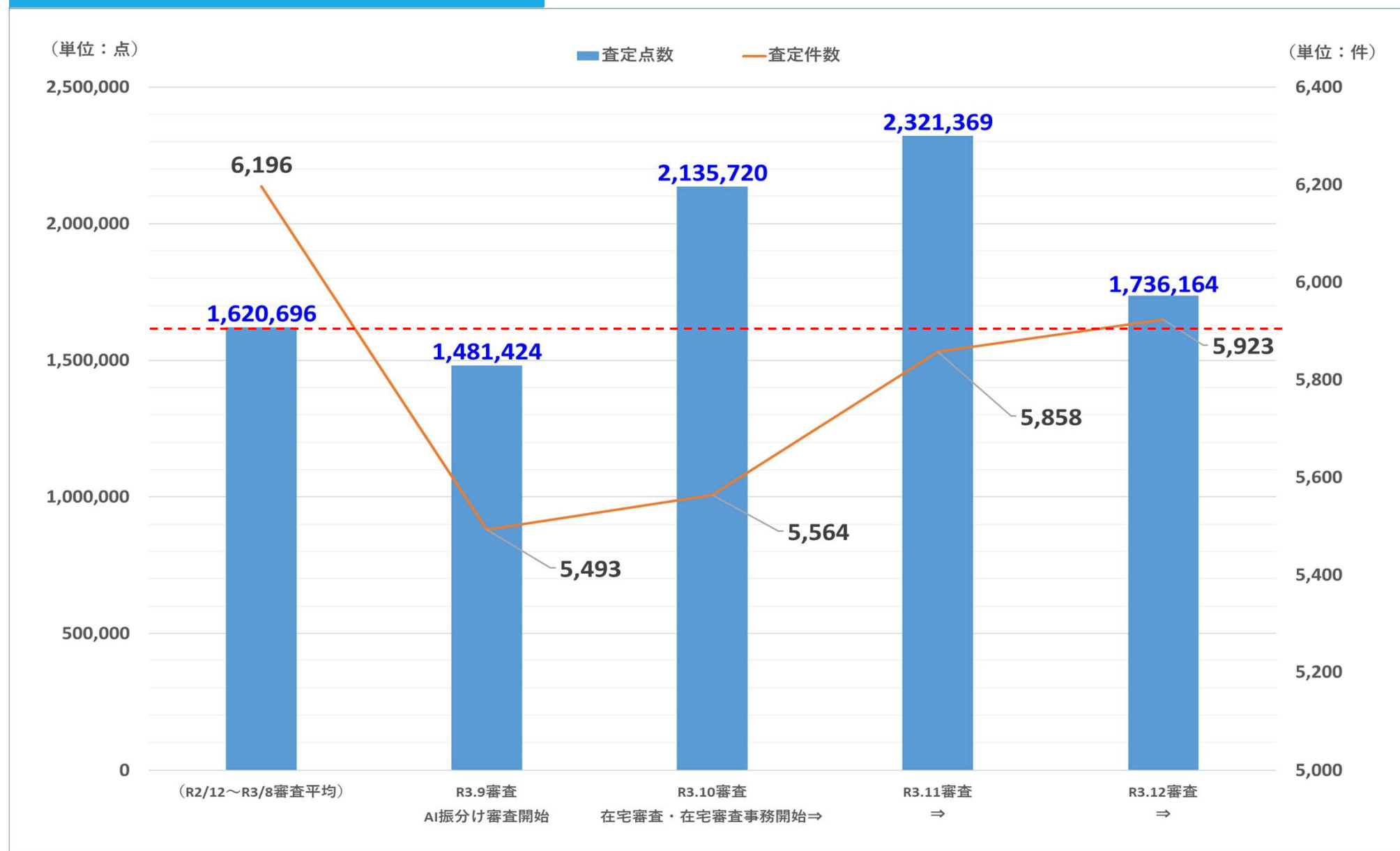
調査シート結果は次のとおり。

- ・7日間の在宅審査事務実施者からの意見では
 - ・「個人の審査事務の参考資料は全て在宅に持ち帰ることには限界もあり、在宅で疑義となったレセプトを事務所で一括して確認できる日を試行的実施では設定されていたことにより審査事務の質は確保できた」
 - ・「紙レセプト処理の進捗（処理件数が少ない等）が良い場合は審査委員会前でさらに1日ずつ在宅としても支障がないのでは」
 - ・「在宅での審査事務が何日間可能かという点では、現状では事務所勤務時の紙レセプト処理等に何日間必要かという観点で在宅日数を決めざるを得ないため、職員によっては個人分担で抱える紙レセプト処理の分量によって適正な在宅日数も変わるのでは」
- などの意見があった。

実施結果：審査実績

- ・下表のとおり、審査実績全体では過去実績と比べても同程度以上の実績を維持した。

群馬支部の審査実績（医科・歯科合計）



実施
結果

実施結果：遠隔による連携

確認 視点

- ・照会依頼機能で事務所での対面による連携と同程度の円滑な連携が可能となるか確認

○職員から審査委員への照会に当たっては、照会依頼機能を活用し対面照会と同程度の連携が可能であることを確認した。

〔照会依頼機能導入前では職員一人当たり月4回程度の連携が、導入後は5回程度の連携を実施。〕

○職員間での照会に当たっては、審査事務期間全般を通して、照会依頼機能を活用した連携を確認した。

〔特に入念な確認が必要な事例については、事務所出勤日に確認を実施。〕

○審査委員から職員への照会に当たっては、照会依頼機能による積極的な連携は少なかったが、電話による照会や来所した際にまとめて照会を行うことにより補完されており、問題がないことを確認した。

○審査委員間での照会に当たっては、一部の審査委員は照会依頼機能を使用した[※]が、多くの審査委員は従来どおり審査依頼機能[※]を活用して他の診療科の審査委員に審査の依頼を行ったり審査委員会に来所した際に協議を行っていたことを確認した。[※]審査依頼機能はスライド12参照

実施 結果

調査シート結果は次のとおり。

- ・職員からは
 - ▶「照会連携の時間が合わない平日夜間や休日の審査委員会でも照会依頼機能（文字による照会）による連携が可能となったことでより円滑に確認ができるようになった」という意見がある一方、
 - ▶「照会する事例によっては文字照会では審査委員へ内容の全容を伝えることに限界があり、補足は電話も介しながら行うことで、さらに円滑に連携が可能」
 - ・審査委員からは
 - ▶「基本的に電話を介して連携できることで審査対応は可能であるという感じがつかめた」という意見の一方で、
 - ▶「主任審査委員や他の診療科の審査委員に審査を依頼（照会）する場合は、他の審査委員の状態（診療中など）が分からないことから、審査依頼機能を使用し連携を実施した」
 - ▶「職員に対し、直接指示ができない」
 - ▶「事務所来所時にまとめて照会事項は確認した」
- などの意見があった。

実施結果：遠隔による職員の進捗管理・部下職員に対する指導・教育等

確認視点

- ・遠隔で係長が業務の進捗管理を行う場合に業務運営に支障がないか確認
- ・部下職員への遠隔による指導・教育への支障がないか確認

○係長による遠隔での業務運営の進捗管理や部下職員への指導・教育については、特段、支障がなかったことを確認した。

- ・事務所勤務者も含め、始業と終業時に課、係単位でミーティングを行い進捗確認や業務連絡事項の伝達を行う場を設け、更に、係内のTeamsグループチャットで随時、進捗確認等が行える体制で実施。
- ・部下職員に対する指導・教育については、レセプト内容の照会は照会依頼機能を活用して実施。その他、メンター制度による育成・サポートはTeamsグループチャットや通話機能で随時実施。

○また、審査事務経験が浅い職員が在宅勤務時に一人で審査事務を完結できないのではないか、という点も懸念していたが、事務所勤務時に上長や係内で確認する日を設けたことにより問題がなかった。

⇒今後は、審査事務経験年数等を踏まえ、在宅勤務対象範囲を検討する。

調査シート結果は次のとおり。

- ・審査事務経験の浅い5年目未満職員からは、
 - ・「遠隔では上長等の雰囲気（忙しくないか等）が分からないため照会して良いものか躊躇ったが、慣れればスムーズに連携ができた」
 - ・「在宅では進捗や疑義付箋対応に不安もあったが、審査委員会へレセプトを上程する前に事務所で確認できる期間があることで疑義を解消できた」との意見があった。
- ・上長等からは、
 - ・「チャット機能や照会依頼機能を使用して指導等を行ったが、対面で行う場合と比べ時間を要するため、詳細については事務所勤務時に説明を行う場合もあった」や「事務所では都度手を止めて指導対応する場面が多いが、事務所でまとめて照会されるため、在宅期間は自身の審査事務に集中して従事できた」との意見もあった。
 - ・「若手職員とメンター制度による職員の育成・サポート体制においてメンターが在宅勤務者の場合、直接対面で指導できる環境からの変化に戸惑うこともあったが、遠隔による指導等に当たっては一定の慣れが必要」との意見があった。
- ・その他全般として、
 - ・「遠隔による方法では一定の慣れが必要」という意見があり、今後、実施を重ねて慣れることによりさらに円滑に実施できると考える。

実施結果

実施結果：外部関係者からの照会に対する電話照会対応

確認 視点	在宅勤務時の保険医療機関等からの照会対応について、事務所勤務時と同様の対応が可能か確認
実施 結果	○在宅勤務時であっても事務所勤務時と同程度の対応が可能であることを確認した。 ⇒ただし、2年毎に行われる診療報酬改定（次回は令和4年4月改定）直後では保険医療機関等への電話連絡をかなり高い頻度で行うため[※]、この期間は事務所勤務が効率的である。 ※レセプト請求内容と施設基準届け出不一致等の照会確認など 調査シート結果は次のとおり。 「医療機関側から早急に回答を求められるケースでは、事務所ではすぐさま係内で相談のうえ回答することができるが、在宅では速やかな回答に苦慮した」などの意見があった。

実施結果：全日在宅勤務

確認 視点	<u>在宅審査事務の拡充を検討する上で電子レセプト審査事務以外にどのような業務が在宅で実施可能か確認</u>
実施 結果	○電子レセプト審査事務に加え、再審査処理確認や支部全体のPDCA管理業務は在宅でも対応可能であることは確認できた。 ⇒ただし、全日在宅勤務者の紙レセプト処理等は事務所勤務者が行わざるを得ないため、現状では事務所勤務者に相当の負担が掛かる状況。また、個人の審査事務の参考資料を全て自宅に持ち帰ることには限界があることから、事務所保管の資料により確認を要する事例は事務所勤務者への照会が必要。 調査シート結果は次のとおり。 ・事務所勤務者からは 「全日在宅勤務者分の紙レセプトの審査委員会への上程準備等に当たり、遠隔で全日在宅勤務者への確認を必要とする場合も多々あり、その諸準備等含め相当の負担を強いられる」などの意見があった。 ・全日在宅勤務者からは 「全日在宅勤務者と事務所勤務者では一部業務内容と日程が異なるため相談等がある場合、事務所勤務者の処理を止めてしまうのではないかと躊躇したため業務連絡方法などを明確に定めて運用することで円滑に実施できるのではないか」などの意見があった。

実施結果：情報漏えいに関するセキュリティ、レセ電用ノートPCの通信等

確認 視点

- ・情報漏えいに関するセキュリティの確認
 - ・事務所と同様の通信・動作パフォーマンスで審査・審査事務が可能か以下の項目を確認
 - －携帯電話網（閉域IP-VPN接続環境）及びAWSへの接続確認
 - －レセ電システムの動作確認
 - －複数台同時接続による画面負荷試験確認
 - －通信量確認
- 試行的実施に当たっての通信量は50GBで想定しており、実際の運用での使用量を確認

実施 結果

○情報漏えいに関するセキュリティ対策について、在宅であっても情報漏えいのセキュリティに問題ないことを確認した。

- ・電子レセプトの個人情報のマスキング、シンクライアント環境や印刷及びUSB書込みができない仕様等の情報漏えいリスクを回避した対策を実施
- ・また、居宅では極力個室での執務とし、第三者からの覗き見防止の徹底を周知

○事務所と同様の通信・動作パフォーマンスで運用できることを確認した。

- ・レセ電用ノートPC33台により検証シートを用いて、本部システム部が確認を実施

○通信量は審査委員で1か月最大0.5GB使用、職員で最大5.0GB使用を確認した。

⇒結果を踏まえ、通信量の最適化を検討する。

今後の在宅審査・審査事務の検討について

試行的実施において、在宅審査・審査事務のフィージビリティを確認し、審査実績も含め審査及び業務運営上、特段の支障がなかったことから、今後の在宅審査・審査事務の検討に当たっては以下の具体的な検討を行うこととする。

- ▶審査委員については、コロナウイルス感染症拡大時の在宅審査の対応（優先すべき地域や実施者等）を検討するとともに、審査の質の維持の観点も踏まえ、遠方から来所又は短時間しか審査できない審査委員の在宅審査についても検討を行うこととする。
- ▶職員については、コロナウイルス感染症拡大時の在宅審査事務の対応の他、審査事務集約による長時間通勤者等を始め、働き方改革の観点も踏まえ、在宅審査事務の実施対象者や実施体制の詳細について検討を行うこととする。
- ▶また、試行的実施において明らかになった課題を整理しつつ、紙レセプト減少の状況を踏まえ、今後、更に在宅審査事務日数の拡大について検討を行うこととする。

参考) 照会依頼機能

同一レセプト画面を参照しながら請求内容への疑義を照会

審査委員

職員

電話を介して連携

文字により請求内容への疑義を照会

審査委員

依頼元 支部	依頼元 ユーザID	依頼元ユーザ名	専門科	作業状態	最終更新日
13 東京	51999	業務担当者999		照会中	01/17 18:26

照会・回答内容履歴

【51999】2022/01/17 18:26:02
疑義貼付をお願いします。

【51999】2022/01/17 18:24:23
セシロックス錠を水腎症に対して処方したと考えますが、腰痛症等の傷病名がないものは疑義貼付対象としてよろしいでしょうか。

文字を介して連携

職員

5 高崎オフィスモデル事業における在宅審査・在宅審査事務の試行的実施結果

審査を行った上で、依頼内容を入力

主任審査委員
又は
他の診療科の審査委員



職員が、依頼先の審査
委員を指定する。

同じ診療科の主任審査委員又は他の
診療科の審査委員に対して、
審査を依頼

依頼内容及び審査結果を確認（必要があれば補正）

5 高崎オフィスモデル事業における在宅審査・在宅審査事務の試行的実施結果